

審査基準整理票

処 分 名	商店街振興組合の組合員による役員改選総会招集の承認		
根拠法令名	商店街振興組合法	第55条第5項において準用する第59条	
基準法令名	商店街振興組合法	第55条第5項において準用する第58条第2項、第59条	
所管部署	産業観光部 商工労働政策課 商業振興グループ		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>商店街振興組合法第55条第5項において準用する第58条第2項及び第59条に定められているとおりとする。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>第55条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもって、役員の変更を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。</p> <p>5 前項の場合については、第58条第2項及び第59条の規定を準用する。</p> <p>第59条 前条第2項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者が不在の場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。</p> <p>【基準法令】</p> <p>第58条</p> <p>2 組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。